

## 国際対応専門委員会の議事概要

企業会計基準委員会

1. 日時 平成 19 年 1 月 9 日 ( 火 ) 15 時 45 分 ~ 17 時 45 分

2. 場所 ( 財 ) 財務会計基準機構 会議室

### 3. 議題

( 審議事項 )

( 1 ) 12 月開催の IASB 会議の議事について

- 企業結合
- 連結 ( SPE を含む )
- 退職後給付
- 概念フレームワーク

### 4. 議事概要

( 審議事項 )

( 1 ) 12 月開催の IASB 会議の議事について

#### ● 企業結合

12 月 IASB 会議では、企業結合に関する公開草案の再審議として、企業結合の、非支配持分とのれん、相互会社 ( 含む協同組合 ) の企業結合及び契約のみによって達成される又は取得企業を含む取引がない企業結合が議論された。このうち、1 月の国際対応専門委員会では、[「 I A S B 会議報告 \( 第 6 3 回会議 \) 」](#)について取り上げた。( 詳細な内容は、[「 I A S B 会議報告 \( 第 6 3 回会議 \) 」](#)を参照 )

非支配持分とのれんについては、以下の説明がなされた。

- のれんの認識を巡って、購入のれん ( 親会社部分のみ ) を認識すべきという見解と全部のれん ( 親会社部分と非支配持分部分の合計 ) を認識すべきという見解が IASB の中では拮抗している ( FASB では、大多数が全部のれんを支持している )。公開草案に対する多くのコメントが全部のれんに対する懸念を表明している。
- このような状況を打開するため、10 月 IASB/FASB 合同会議では、のれんの認識という論点から議論するのではなく、非支配持分の測定属性という観点から議論することにより、のれんを巡る議論を収束させることを意図した提案がスタッフから示されたが、結論を得るには至っていなかった。
- 10 月 IASB/FASB 合同会議におけるスタッフの提案の骨子は、公開草案では非支配持分の測定属性が明確にされていないことから、これを明確にすることによってのれんを

含む非支配持分全体の測定の問題の中でのれんの問題を解決しようとするものである。

- 非支配持分の測定属性が公正価値であれば、非支配持分の公正価値には非支配持分に帰属するのれんが含まれ、これを公正価値で測定することにより、結果として全部のれん方式が採用される。
  - 非支配持分の測定属性が識別可能純資産の比例的持分のみであるとすると、非支配持分に対応するのれんは非支配持分に含まれないことになり購入のれん方式が採用される。
  - 12月IASB会議では、議論の結果、非支配持分を公正価値で測定するという原則を最終基準で明確にすることが僅差で暫定合意された。
  - さらに、上記の原則を前提に、非支配持分を信頼性を持って公正価値で測定できるかどうか議論され、実務上はコストがかかりすぎる場合も考えられるため、公正価値測定の例外を設けることが暫定合意され、以下を検討するようスタッフに指示がなされた。
    - 例外をどのようなものとするか。
    - 例外を設けることで企業結合により取得又は引受けた資産及び負債を公正価値で測定するという原則にどのような影響を及ぼすか。
    - 非支配持分全体を公正価値で測定する選択肢を認めるかどうか
- 契約のみによって達成される又は取得企業を含む取引がない企業結合では、ボードが、このような企業結合を、企業結合の範囲に含めるという公開草案の提案に暫定合意したこと、企業がある事業の支配を獲得するすべての取引又は事象は経済的に同一であり、取得法を適用することにより会計処理されるべきであると結論付けたことが説明された。

その後の質疑応答においては、以下のような、質問及び意見が述べられた。

- 非支配持分を信頼性をもって公正価値で測定することは困難ではないか。また、公正価値測定の例外に関して、その内容を明確にする前に、例外を設けることが暫定合意されたことは進め方としてどうか。
- 全部のれん方式は対価がない部分ものれんを認識測定しなければならないが、購入のれん方式は対価が明確な部分についてのみのれんの認識測定を行うものであり、評価方法による差異が生じないので認識測定の方法として適当である。
- (非支配持分とのれんの Observer Note に記載されていた) バーゲンパーチェスに関するスタッフ提案に対する質問に関しては、山田 IASB 理事から、12月IASB会議では本提案まで議論が行われなかったとの回答があった。
- 非支配持分を公正価値で測定するという事は、のれんの額が支配持分と非支配持分で比例的に配分されないことになるのかという質問に対しては、山田 IASB 理事から、

公開草案では非支配持分の測定属性は規定せず、非支配持分は残余で算出されるが、支配プレミアムがあるためのれんは支配持分と非支配持分で比例的に配分されないとの回答があった。

- スタッフが、公正価値は非支配持分にとって最もレリバントな測定属性であり、高い信頼性を有する点でレリバンスに欠ける他の測定属性より好ましいと考えているという記述があるが、常に信頼性よりレリバンスが優先されるのではなく、双方のトレード・オフで考えるべきではないか。
- 非支配持分が残余として測定されるのであれば、その測定属性を定めることは意味がないのではないか。
- 公正価値（価格）の情報が最もレリバントとされているが、非支配持分は、取引が成立せず価格が付いていない部分であるので、取引が成立して価格が付いている支配持分と同じような意味でレリバンスが議論されているのはおかしい。価格の情報が最もレリバントだと説明できただけでは、会計情報としての必要条件にしかない。

### ● 連結（SPE を含む）

12月IASB会議では、ファンドマネジャーが管理するファンドが保有する投資の取扱い及び投資会社の連結問題について再度議論が行なわれた。

ファンドが保有する投資の取扱いでは、以下の説明がなされた。

- ファンドマネジャーが管理するファンドが保有する投資のみ、及びファンドマネジャー自身の投資のみでも投資先に対する支配を獲得できないが、両者を合わせると支配を獲得できるという場合、ファンドが保有する投資も合算した上で投資先に対する支配を有しているかどうかの判断することが暫定的に合意されているが、これは、ファンドが保有する投資を考慮しない取扱いとするとファンドを利用した乱用が起こる可能性を配慮したものである。
- これに対して、ファンドマネジャーがアクセスできる便益の指標を参照するという、最近の支配と連結に関する考え方に基づいてこの問題を再度検討すると、ファンドが保有する投資を除外して支配の存在を判断できる可能性があるという、以下のような、スタッフ提案がなされている。
  - 企業が投資先企業を支配している場合には、その支配を通じて投資先の方針を決定でき、希少な製品を調達する権利などの便益を得ることができる。
  - しかし、ファンドマネジャーが、通常支配によって得られる便益のすべてを享受できなければ、その支配力は制限を受けているということになり、もし、ファンドマネジャーの受ける便益が非支配持分と変わらない内容であれば、ファンドマネジャー以外に支配を有する関係者がいると想定することができる。

- ボードメンバーは、議論の結果、このアプローチに実効性があるかどうか疑問を持っているものの、この問題に関する質問をディスカッション・ペーパーに含めるようスタッフに指示した。

投資会社の連結に関しては、IAS 第 27 号ではベンチャーキャピタルのような投資会社を連結の対象としているが、米国基準には投資会社について投資企業を連結する規定から免除するという範囲の例外がある。この投資会社の連結に関して、12月のIASB会議で議論が行われた。ボードは、議論の結果、投資会社を連結から除外する根拠はなく、利用者の情報ニーズには、報告企業の支配下の投資を連結する財務諸表が最も役に立つと結論付け、連結の対象とすることが再確認されたことが説明された。(詳細な内容は、「IASB会議報告(第63回会議)」を参照)

その後の質疑応答においては、以下のような、質問及び意見が述べられた。

- ファンドマネジャーが管理するファンドが保有する投資の取扱いに関して、ファンドを利用した乱用が起こる可能性を配慮して、ファンドが保有する投資も合算して支配を判断するのではなく、実態重視で会計処理するべきではないか。
- 投資会社の連結に関して、資産・負債を支配しているかという貸借対照表の議論となっているように思われるが、転売目的で保有している企業の売上高や営業利益を損益計算に含めるといふ、損益計算の観点も考慮するべきではないか。
- 投資会社の連結に関する暫定合意では、米国会計基準とのコンバージェンスが犠牲になるが、このようなコンバージェンスの例外が増えていないか。

### ● 退職後給付

退職後給付第1フェーズでは、現行の年金会計を大幅に改善すべく、4年程度で見直すことのできる4項目を検討するが、12月IASB会議では、このうち、キャッシュ・バランス・プランの会計処理を決めるために、どのようなアプローチで取り組むかという大枠の議論が行なわれたことが説明された。(詳細な内容は、「IASB会議報告(第63回会議)」を参照)

今回のスタッフの分析では、退職後給付を以下の3タイプに分けている。

- (a) 給与基準給付(例えば、サービスを提供した各年の最終給与の2%の給付)
- (b) 資産基準給付(例えば、拠出額と制度資産の収益を合計した額の給付)
- (c) 給与又は資産に依存しないその他の給付(例えば、固定の一定額の給付又は退職後医療)

(a)タイプの退職後給付の問題は第2フェーズで検討することとしており、(c)は予測単位積増方式の下で特に問題となる論点はないため、(b)タイプの退職後給付を第1フェーズ

で検討すること、以下の3つを(b)タイプの会計処理候補として、スタッフが示していることが説明された。

解釈指針委員会(IFRIC)公開草案第9号で採用されているアプローチ

(退職後給付を給付建要素と掛金建要素に分割して会計処理)

組込みデリバティブアプローチ

(退職後給付に含まれる組込みデリバティブを区分して公正価値で測定し、残りは給付建制度又は掛金建制度として会計処理)

デコンストラクション・アプローチ (deconstruction approach)

(退職後給付を給付建要素、掛金建要素、選択的デリバティブ要素に分解してそれぞれ会計処理)

その後の質疑応答においては、以下のような、質問及び意見が述べられた。

- 今回議論された資産基準給付のアプローチは、あまりに複雑にならないかという懸念がある。現行の給付建・掛金建の区分は、リスクが企業にあるか従業員に全て移転したかで区分しており、シンプルでそれなりにうまく運用されていると考える。

### ● 概念フレームワーク

12月IASB会議では、フェーズD「報告企業」に関連して、親会社とグループ事業体の関係、報告企業と親会社アプローチとの関係及びフェーズDと連結範囲に関するプロジェクトとの整合性について審議が行なわれたことが説明された。(詳細な内容は、「IASB会議報告(第63回会議)」を参照)国際対応専門委員会では、このうち報告企業と親会社アプローチとの関係を取り上げた。

フェーズDでは親会社アプローチについて、これまで突っ込んだ議論は行なわれていないが、概念フレームワークの読者は、報告企業と親会社アプローチとの関係に関する記述を期待していると考えられるため、親会社アプローチの取扱いについて議論が行われたことが説明された。スタッフが、親会社アプローチは、グループ事業体に含まれるべき企業を判定する規準とは基本的に関係がなく、このような範囲に関する記述を行なうフェーズDとの関連はないという分析を行ったこと、議論の結果、概念フレームワークの中で親会社アプローチについて以下のように記述することを検討するよう、スタッフに指示されたことが説明された。

- 独立したディスカッション・ペーパー
- 報告企業のディスカッション・ペーパーに含める
- 既にこの問題について触れているフェーズA(財務諸表の目的)の中にも含めることとして、フェーズAの公開草案の段階で親会社アプローチに関する部分を取り上

げる

その後の質疑応答においては、以下のような、質問及び意見が述べられた。

- 企業結合プロジェクトに関連するため、概念フレームワークにおいて、経済的単一体説を前提として、親会社アプローチに関して簡単に触れるだけのアプローチになることを懸念する。
- 概念フレームワークでの親会社アプローチに関する記述は、目的に記述することで概念フレームワーク全体の統一性が取れると考える。
- 純粋な親会社アプローチ、純粋な経済的単一体説によるルールは現実には存在していない。一方だけで割り切ろうという議論は生産的でない。

以 上